

## 平成27年第7回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成27年6月25日 木曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 28名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

19番 下地博次委員 20番 久志盛一委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

## 平成25年第6回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成27年6月22日 木曜日 14時05分から16時00分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (28人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (2人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		×	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		×
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

19番委員 下地 博次      20番委員 久志 盛一

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明      次長 池田 良永      次長兼農政係長 上地 寿男

農地係長 川満 邦弘      主査 豊見山 徹      調整官 川満 秀盛

7. その他の出席者

宮古農林水産振興センター 宜保

開 会      14時05分

閉 会      16時00分

## 8. 会議の概要

平成27年6月25日

開会： 14:05

議長 ただ今から、平成27年第7回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は28名で、定数に達しておりますので宮古島市会議規則第11条により総会は成立  
しております。本日、2名の欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第  
14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、19番 下地博次委員、20番 久志盛一委員にお願いいたします。なお、本日の会  
議書記には事務局職員の池田良永氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議  
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたい  
と思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）について」  
を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は12件でございます。まず、  
受付番号1番から12番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号1番から12番までは、議案書12ページから23ページの調査書のとおり、農地法  
第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の  
朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願い  
いたします。

14番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、城辺の下南公民館の西約100mのところがございます。現在は夏植えを植える準  
備をしております。本人は畜産・野菜・サトウキビ作の複合経営をしており、規模拡大を予定  
しております。

4番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、JA下地の資材店を南へ約200m行きますとグループホームあさぎりの里がありま  
す。道路真向かいに位置します。現地調査確認時は、収穫放棄されたサトウキビ畑となってい  
ました。周辺農地はサトウキビ畑が広がっており、本人はサトウキビ作の規模拡大する予定で  
頑張っております。

7番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、間那津地区、養護学校から入って南向けに行き、海岸沿いの一面に3筆隣接して  
おります。本人はパインの栽培を行っており、農業経営の規模拡大を予定し頑張っております。

9番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、来間の栈橋へ曲がる道があり、その上の方に展望台がありまして、真向かいに位置

しております。本人は取得後、サトウキビとアロエを植える予定であります。現在は、基盤整備・畑灌事業も済んでおり、整地され植え付けの準備がされておりました。

15番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、加工施設込みの土地であります。所在は上野庁舎前の国道を東へ800m行きますと、大きな十字路があります。十字路を右に行きますと農業加工施設がございます。  
合併前は、大根の乾燥施設として利用されておりましたが、現在は本人がサトウキビ関連の加工施設として使用して、事業を安定して進めるために今回の申請となりました。

16番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、上野の千代田ゴルフ場の東側に位置しております。本人は以前、所有者の家を購入したので隣接している畑も購入するという事で、今回の申請となりました。現在はビニールハウスがありまして、野菜の収穫あとでした。

18番委員 受付番号7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
7番の申請地は、城辺の西中製糖という昔の製糖工場跡がありますが、そこを平良へ向かって約400mのところにあります。西城小学校の南側になります。本人は規模拡大を予定しております。  
8番の申請地は、鏡原自動車商会の北側約200mに位置します。農業経営の開始で、これからサトウキビ栽培に力を入れて頑張っていくという事です。

19番委員 受付番号9番から11番について、現地調査の結果を報告いたします。  
9番から11番の申請地は隣接して、やまとがわ（分界遺跡）の南側約300m、宮古に初めてイモを持ってきた人を祀っている神社のすぐ下にあります。周辺は住宅がありますが、その部分に畑があります。現在は申請人本人が使用しており、落花生を植えております。

29番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、下地のコーラルベジタブル社、南側約300mに位置します。当地は原野化しており、重機を入れないと開墾出来ない状態でありましたが、現在は少しずつ開墾を始めているところであります。周辺にはハウスや住宅があります。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から12番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）は、4件でございます。まず、受付番号13番から16番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号13番から16番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号13番から16番までは、議案書24ページから27ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、宮古島市消防本部の向かい側に現在はサトウキビがうえられておりますが、その南側に位置しております。隣接しておりますが、現状は大きな木等がありますが開墾してサトウキビを植え付ける予定であります。

2番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、伊良部大橋を渡り、長山港へ向けて行きますと大きな三叉路があり、そこを伊良部高校向けに行きますと右手に土地改良区が広がっております。その中間付近に位置しております。本人は、農業経営の開始でこれからサトウキビ栽培を頑張っていくという事です。

19番委員 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、9番から11番に関連しております。下崎養鶏場の東側です。周辺はサトウキビ畑になっており、当地も現在はカブだしが植えられております。本人は、イモ・落花生・サトウキビ作の複合経営で頑張っています。

29番委員 受付番号16番について、現地の調査の結果を報告いたします。  
申請地は、下地のグラウンドの東、約200mに位置します。現在は夏植えの準備をしており、周辺はサトウキビ畑が広がっています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）」受付番号13番から16番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。  
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、12件でございます。  
まず、受付番号17番から28番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号17番から28番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号17番から28番までは、議案書28ページから39ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号17番から28番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、7件でございます。  
まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

**【議案第2号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、狩俣の野田、部落の中央の十字路を南へ約600mのところ position します。  
周辺はサトウキビが植えられている。本人は葉タバコとサトウキビを交互に栽培する予定であります。

11番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、上野庁舎前の国道を新里向けに行きますと大嶺集落に入ります。集落の入口、左手にシートゥヤーがあり、その向かいになります。現在はパイプハウスが3棟あり、トウガンを栽培しております。本人はJAのリース事業導入で施設を拡大して頑張っていきたいという事です。

12番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、城辺小学校より保良方面へ向かいますと、なんこうじ坂という坂があります。坂の北約200mのところ position します。現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられております。

13番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、宮古消防上野出張所の横の国道を南下すると新里部落があります。そこから南へまっすぐ行き、宮国部落との間に大嶺部落近くの地区があります。左側にソバル地区・南側に申請地はあります。現在は本人がハウスを造って施設野菜の栽培を頑張っております。JAのリース事業を導入して規模拡大をする予定であります。

16番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、久松五勇士から久貝墓地団地の間、約200mなんですその間に3筆あります。本人はサトウキビ作中心に頑張っております。

21番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、西辺中学校を左に見て、福山向けに進みますと五叉路があります。そこを右へ添道むけへ約400m、左手に入って約200m左側に position します。現在はサトウキビが栽培されています。周辺はハウスやサトウキビ畑があります。

事務局 受付番号7番について説明します。  
農地中間管理機構の県農業振興公社が借入をします。申請地は、千代田ゴルフ場の南側に position

します。借り手を募集して、設定して貸出し予定になっております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は9件でございます。まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

**【議案第3号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況は、島尻から狩俣へ行く裏通り、バタラス橋があります。その橋から狩俣方面に約500mの道路沿いに位置しております。本人は葉タバコ作中心に頑張っており、規模拡大を予定しております。

9番委員 受付番号2番・3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
2番の現場の状況、保良集落の海宝館から北へ約300m、左へ約100mのところ position します。周辺は圃場整備もされています。現在は収穫も終わり、カブだし管理されている状態です。  
3番の現場の状況、七又集落を保良向けに約300m、右へ約200mのところ position します。圃場整備・灌漑整備もされています。現在はカブだし管理がされています。

12番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
4番の農地の所在、比嘉集落センターから北へ、仲尾嶺ファームポンドのタンクがあります。タンク東約600mのところ position します。現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられています。本人は比嘉地区でハーベスターを持ち、担い手の若者であります。  
5番の農地の所在、城辺小学校より北、約100m行きますと大きな交差点があります。交差点を右、東の方へ行きますと畑灌事業が終わった農地があります。その農地に position します。本人は農業開始という事で、これからサトウキビ作を頑張っていくそうです。

13番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、宮古島市消防上野出張所の東側、国道390号線を約400m南下したところにガーデンシギラレストラン前の交差点があります。そこを左へ海岸向け、約200mのところ position します。この一帯は整備されており、サトウキビ畑であります。本人はサトウキビ栽培の規模拡大を予定しております。

23番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、仲原ダム軸が南北に位置しております。東側約100mのところ  
に位置しております。モリガフの1307番は市道があり、この右手は仲原地区  
圃場整備地区で、畑灌事業も済んでおります。もう1筆は市道を挟んで  
左手に西東地区圃場整備事業で整備されております。現在は、サトウキ  
ビのカブだしが植えられていて、周辺農地はサトウキビと牧草が植えら  
れております。

20番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況は、川満構造改善センターを上野線向けて約300m行きますと  
左手に松木林があります。そこを右へ約200m南側に位置します。以前か  
ら申請人本人が利用しており今回の申請となりました。現在は夏植えの  
サトウキビが植えられております。

26番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況は、伊良部島のやや中央寄りで未整備地区、農道も少ないと  
いう事で農道の中の耕作道を約100m入った場所に位置します。数年前か  
らサトウキビの植え付けはあったようだが放棄されている状態でありま  
す。今後は本人が耕起し、サトウキビを植える予定であります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙  
手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業  
経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認につ  
いてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり  
決定いたしました。

議長 休憩いたします。

休 憩 : 15:01

再 開 : 15:12

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申  
請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明  
をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は、1件でしたが取り下げになります。  
5条申請の受付番号2番の進入路として申請しておりますが、使用貸借・  
同意書を今日の午前中までに提出する約束でこの案件は挙げたんです  
が、午前中に同意書が届きませんでしたので、今回は取り下げとしま  
す。

議長 4条と5条の受付番号2番については取り下げとなります。  
次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請  
に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明  
をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は、14件でしたが、1件取り下げとな  
りましたので13件になります。まず、受付番号1番から14番までの説  
明をいたします。

**【議案第5号、受付番号1番から14番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される4条・5条許可申請の現場調査を平成27年6月22日、13時40分から17時まで行いました。調査委員は19番私、下地と20番、久志盛一委員と芳山辰巳会長代理、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、池田次長、川満調整官の7人で行いました。始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条1件、5条14件、合計15件の現地調査を13時40分から17時まで行い、17時から17時15分まで調査の内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条申請は取り下げになりましたので、5条申請の受付番号1番の現場状況を説明いたします。

現場の状況、申請地はコーラルベジタブル社の北、約200mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を越える4割の街区の第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は沖縄県合同庁舎の南西約340mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、沖縄県合同庁舎から500m未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は県営久貝団地のすぐ西側に隣接し、周囲は住宅化が進んでいる。農地の

広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は県営久貝団地の南西約140mに位置し、周囲は住宅化が進んでいる。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松中学校グラウンドの西90mに位置している。農地の広がりなし。住宅の広がり、増加傾向にある。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は県道長山港沿いのヴィラリゾート西、約300mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、10ha未満のその他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は佐良浜中学校の北東約90mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

19番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、スポーツアカデミー宮古島の東約95mに位置し、周囲は住宅化が進んでいる。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は宮古警察署の南約25mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、沖縄県合同庁舎から300m未満の第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号11番・12番は関連しているので一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号11番・12番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は鏡原小中学校の東南約130mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、相当数の街区を形成している、第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号11番・12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は城辺、新城ビーチに隣接している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、10ha未満のその他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

20番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は上野ドイツ文化村の北約230mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

- 議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。  
以上で、本日の議案、報告の審議はすべて終了いたしました。
- 議長 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。
- 7番委員 事務局にお願いがあります。服装の件ですが総会の場合、夏はかりゆしウェア、冬はスーツ・シャツとなっていますが、現地調査等の時に車のステッカーや腕章等でパトロール中だと分かると思います、服装がバラバラなので統一した方がいいのではないかと思います。
- 議長 以前からそういう意見等はございます。それで決定しているかということそうではない。事務局として、その点どういう考えか局長に聞いてみたいと思います。
- 事務局 他の農業委員の方では、パトロール時は同じ制服で行くというのが見られます。現場確認時にその周囲にいる方々が、この人達は何しに来たのかと珍しそうな感じで見ている事も度々あります。そういうのを周知する為にも、服装は揃えた方がいいと私は思っております。以上です。
- 議長 すぐには決定できませんが、統一する考えを持って何回か議論して行きたいと思います。  
7番委員どうでしょうか。
- 7番委員 前向きに検討をお願いします。
- 9番委員 今回の会議とは関係ないんですが、2～3日前にある会合に参加しました。現在、カブだし管理組合というのがあります。カブだし管理組合にカブだし管理を委託して、これが成長していく中で今度収穫となりますと、かなり収率が低い傾向があったという話がありました。高齢者の皆さんが、組合の方に依頼して収穫するまでの間の色々な作業がなかなか良く出来ない事がありますので、除草や肥培管理なりを受託するような機関を市としてやっていけるものはないかという話がありました。農業委員の方からも発信したほうがいいのではという話がありましたので、みんなの共通課題として、そのような考え方をもち、どこで、どのように発信していけばいいのか、今後話し合っていければ、サトウキビ生産農家も、サトウキビだけに限らないと思いますが、色々な作物を作る中で一生懸命頑張っている高齢者の皆さん、農業している皆さんの収益が上がっていくような手助けが出来るように、私達の共通課題として話し合いが出来ればと思っていますので、宜しくお願いいたします。
- 議長 我々も振興する役割ですから、市の農政課あたりに話をするという事はやっていくべき事だと思っておりますので、この件に関しても色々議論したいと思っております。
- 事務局 市町村合併前から農作業受託部会というのが各市町村にありました。今でも機械士会というのがあります。あとは隣近所にブルトラを持っている方、そういった方々に声をかけながらやっているのが現状です。お金はかかるけれども、そういう機関もあるので声をかけて行きたいと思っております。
- 9番委員 狩俣の方で、約30,000㎡のところを集落の皆さんが一気に引き受けて、機械を持っている方達が分担作業をやるという形を始めたらしいです。モデル部落ではないかと思います。
- 事務局 事務局からもその話を出して行きたいと思っております。
- 5番委員 20日頃、比嘉部落から苦情の電話がありまして、土採取した後、原状回復されていないまま放置されているがどうなっているのかという苦情でした。さっそく現地確認したところ、1ヶ所は整地されていましたが、もう1ヶ所は整地されていない状態でした。

許可申請後、期限内にちゃんとされているかの確認等はどうなっているのでしょうか。  
終了した後の状況の報告とか来ているのかどうか。

事務局 許可を出した時点で、期限内には出さないという指導はしている。ある程度、担当でパトロールをしまして、ほとんど許可は出したが使われていないとか、ちゃんと現状回復している等でありまして、そのまま放置というのは私はないと思うんですが、ちなみにこの件は何年ぐらいのものでしょうか。

5番委員 確か、去年の11月が完了予定でしたけども、それを過ぎてもそのままの状態であるという感じでした。場所は加治道の裏の方です。掘削跡地に人が転落して入院したという話があったと聞いていて、訴えられたら農業委員会はどうなるんですかと聞かれたものですから、取り締まらないといけないのではと思ひまして。

議長 期限を決めて、申請するというのはいつの場合でもそうです。期限内で終わらなさい、そして戻らなさいという形でやる訳ですから確実にやっているかどうかというのが問題なんです。苦情が出た場合、事務局へ報告する、期限内で終わり現状回復する、伸びるようならば新たに申請するように指導する事も委員の役割であります。期限内・期限近くには現場を巡回するという役割も果たして頂きたいと思ひます。  
委員全員で頑張ってください。

議長 他に発言があれば、挙手をお願いします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成27年第7回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉 会： 16:00

平成27年6月25日

会 長 野 崎 達 男

19番委員 下 地 博 次

20番委員 久 志 盛 一